

# 市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

提出日 令和 年 月 日

|         |             |                    |  |         |     |
|---------|-------------|--------------------|--|---------|-----|
| いわき市長 様 | 申<br>請<br>者 | 住所（所在地）            |  | 電 話 番 号 | — — |
|         |             | 氏名又は法人の<br>名称及び代表者 |  | 指定番号    |     |
|         |             |                    |  | 法人番号    |     |

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

|                 |                              |   |
|-----------------|------------------------------|---|
| 特例の適用を受けようとする税額 | 令和 年 月分以降の納期にかかる市・県民税の特別徴収税額 | ※申請時期によっては、納期の特例の開<br>始月が翌月以降になる場合があります |
|-----------------|------------------------------|---|

|  |        |       |       |        |       |       |
|--|--------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 申請の日前6ヶ月間の各月末の給与の支払いを受ける者の数及び各月の支払い金額の合計<br>*臨時雇用している者については（ ）内に外書きで記入してください | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) |
|  | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) |
|  | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) | 令和 年 月 | ( 人 ) | ( 円 ) |
| 市税等の滞納または最近における著しい納付もしくは納入の遅延の事実がある場合、それがやむを得ない理由であるものであるときはその理由             |        |       |       |        |       |       |
| 申請の日前1年以内において納期の特例について承認の取消の通知を受けたことの有無                                      | 有      | 無     |       |        |       |       |
| その他参考となるべき事項   |        |       |       |        |       |       |

## 申請についての注意事項

### 1. 市民税・県民税特別徴収の納期の特例について

この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

(注)「常時10人未満」とは常に10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れたものがあるような場合には、その人数を除いた人員が10人未満であることです。

### 2. 1に該当する特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に申請し、その承認を受けなければなりません。

※申請の際、毎月15日以降に提出いただいた申請書に対しては、納期の特例の開始時期は翌月以降になります。

### 3. この特例の承認を受けた場合には、次の期間中に支払った給与または退職手当等について徴収した特別徴収税額はそれぞれ次に掲げる期限までに納付することとなります。

| 税額を徴収した期間        | 納入期限   |
|------------------|--------|
| 6月から11月までに徴収した税額 | 12月10日 |
| 12月から5月までに徴収した税額 | 6月10日  |

### 4. 納期の特例について承認を受けている特別徴収義務者は、その者から給与等の支払を受ける人が、常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長に届け出なければなりません。

### 5. 滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられないことがあります。また、承認を受けていても滞納や納付遅延があると、承認を取り消されることがありますので、ご注意ください。